

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成20年7月10日(木)午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

3 出席者

(1) 委員

浅谷 友一郎	小田 泰子	菊池 武克	小林 純子
佐々木 恒美	佐々木 祐一	嶋津 紀夫	鈴木 桂子
千葉 雄一郎	戸島 恵美子	樋口 晟子	水野 紀子
三輪 和雄	村松 敦子		

(2) 事務局

近藤義輝事務局長	木村謙二首席家裁調査官	武田精敏首席書記官
小林美樹雄事務局次長	海藤徹総務課長	平塚秀喜総務課課長補佐

4 報告等

- (1) 委員の異動報告及び新任委員のあいさつ・自己紹介
- (2) 事務担当者異動報告
- (3) 委員長の選任
- (4) 委員長代理の指名

5 議事

(以下, は委員長, は委員, は事務局の発言)

(1) 委員長選出

委員長が決まるまで,私の方で進行させていただきます。空席になっている委員長を,規則第6条により委員の互選で選任していただきたい。

従前どおり家裁所長が適任者である。

賛成

当委員会の委員長として,三輪家裁所長を選出する。

(2) 委員長代理の指名

委員長代理として,鈴木委員を指名する。

(3) 前回開催の委員会以降の広報活動等について

前回開催以降,次のような広報活動を実施した。

ア 家裁委員会からの提案を受けて,平成19年11月から庁舎1階待合いコーナーに東二番丁小学校の児童が描いた絵を展示していたが,平成20年5月からは通町小学校の協力を得て,同校の児童が描いた絵を展示した。

なお,東二番丁小学校に絵画を返却する際には,絵画を描いた児童全員に家裁所長から感謝状を贈った。

イ 5月の憲法週間に例年どおり各種の広報行事を行った。

9日には法務局,検察庁及び弁護士会の協力を得て,無料法律相談を開催した

ところ、多くの相談者が訪れた。

(4) テーマ「最近の仙台家庭裁判所の取組」について

最近の仙台家庭裁判所の取組について、前回の「家事調停の充実策」と「成年後見関係事件の処理」に引き続き、今回は「受付案内プロジェクト」と「少年事件への取組」について説明を行った。

「受付案内プロジェクト」

家庭裁判所の手続を利用しやすいものとするため、事件の種類ごとに手続をわかりやすく説明した文書を整備し、これを裁判所のウェブサイトに登載して、裁判所に出向かなくても、申立書等をダウンロードできるようにした。また、離婚や相続放棄の手続説明DVDを制作し、受付そばのブースでいつでも視聴できるようにした。

「少年事件への取組」

最近の少年事件の動向を踏まえ、少年や保護者に対する教育的な働きかけを充実させるための取組や被害者に対する配慮を充実させるための取組を行っている。その一つに、社会奉仕活動の取組がある。

このような取組は、他の家裁はやっていないのか。また、仙台家裁における取組は、何か特段の事情があって始めたことか。

受付案内については、来庁者（市民）のために、各裁判所がそれぞれ努力して充実策等を検討している。充実策や取組は、裁判所間で情報を交換し、一層の向上を目指している。

各裁判所とも、それぞれ頑張っている。仙台家裁では、各分野毎に分科会方式でプロジェクトチームを立ち上げ、多数の職員が分担して積極的に取り組んでおり、全国の家庭裁判所の中でも充実した成果を上げている庁としての評価を受けている。

本日、席上配布された資料は、事前に配布してもらえば、細かな疑問点等を述べることができた。前もって配布してもらえないか。

今後は、資料の内容によっては事前配布ができるように検討したい。

パソコン画面をタッチして申立書面等を取り出せる装置があるが、メニュー画面の「氏の変更」の「氏」はわかりにくいので、くだけた言葉で表現した方がよい。また、「子供」の表記は「子ども」のほうがよい。子どもは大人のお供ではない。

よく考えてみたい。裁判所としては、法令上の制約もあり、また正確に表記したいと考えることから、どうしても限界はある。

「家庭裁判所における遺産分割手続Q & A」の資料に、弁護士等の法律家が伴わなくとも手続ができる旨を説明した方がよい。

一般の市民が自分で各種の申立てができることは、御指摘のとおりである。ただし、遺産分割事件のように、法的にも事実関係上も難しい問題を生ずることが多い事件については、弁護士を代理人に選任しないと進行がスムーズに行かないことも多い。法テラスが発足し、法律扶助も充実してきているので、その活用も促したいと考えている。

「少年事件」への各種取組の説明で、都市部と周辺地域の格差が出てきている

とあったが、どういう面に出てきているのか。

経済的な面である。父母が行方不明になったり、借金苦で家が競売にかかったり、何と言っても雇用先がないのが大きい。

少年事件では、その時代に応じて対処方法が変化していくと思われるが、警察等との連携や情報交換はどうしているのか。

警察とは、年に1度、連絡協議会を開催している。それ以外の関係機関とは、必要の都度お互いに連絡を取り合っている。裁判所の場合は、送致された少年の調査や審判等を行うことから、非行を犯す前の少年を補導する警察等の機関との間では、常に少年の問題をお互いの立場で理解し合いながら、協力関係を築いている。

それぞれの機関がそれぞれの立場で役割分担を果たしていることになるが、日常業務における関係機関からの情報は、裁判所の事件処理にとって、非常に有益である。

裁判所から報告された少年の社会奉仕活動の取組は、とても大切なことで、興味深く拝聴した。私は、このような取組は、本来、行政がすべきものであると考えている。少年犯罪は、その根底に虐待が関連することが多く、子に悪影響が出ていれば、本来は行政がいち早く察知して救い出すシステム、家族ぐるみで子を育てるシステムが必要である。司法が絡んでくるのは、判断のみであって、もう少し機能分担させるべきだ。裁判所がこのような取組をして苦労していることは評価に値するが、根本的な制度改革が必要である。

少年事件全般、あるいは少年の福祉を見据えた社会環境にかかわる事項を含めた少年に対する処遇について、司法機関である裁判所と行政その他の機関の役割分担についての御指摘はとても参考になった。もっとも、先ほど紹介があった少年の社会奉仕活動の取組は、主として審判が不処分、不開始となる予定の少年に対し、社会奉仕活動を通して反省を促す裁判所が行う処分に付随する保護的措置の実践である。

これまで、少年事件の保護的措置は、具体的に何をやっているのか外には見えないできた。昔も今も、他の人のために役立つことをやらせているが、最近はこれをもっと体系的に実践するようになってきている。少年事件の7割以上は窃盗事案で、殺人のような、いわゆる凶悪犯罪といわれる事件は1パーセントにも満たない。自転車窃盗等で初めて家裁にお世話になる少年も多く、これらの少年は罪の意識が希薄で、被害者の立場に立てないことも多いので、「被害を考える教室」に参加させて、内省が深まるよう働き掛けを行っている。

少年事件を考えるに当たっては、家庭の再構築も必要であるが、それにも増して、地域社会の再構築が必要であると痛感している。少年の問題は、みんなで考えていかなければならない問題であると、いつも考えている。

フィレンツェの聖堂に落書きした女子大生の一人が聖堂の責任者に詫びをし、その女子大生が親善大使に命じられたという明るいニュースがあったが、例えば、本屋から万引きをした少年には本屋に1週間勤めさせるとか、自転車盗の少年には自転車店でパンク修理をさせるとかすれば、自分のやったことの愚かさに気付くし、その方が明快な教育や指導の効果が発揮できるのではないか。また、最近の少年は、

まともな会話が行えないとか、罪の意識がないとか、被害者の立場に立てないとかいう説明があったが、これは昔からなのか。なぜなのか。

人の痛みを感じない子どもが多くなってきている。バットで殴ったらどのくらいのけがを負うのか、程度や加減がわからない子どもも少なくない。また、誰からも大切にされたことがない子どもが増えている。お父さん、お母さんに1度もほめてもらったことがない。だから、共感性が育って来ておらず、人の気持ちや人の痛みが理解できない。万引きが上手だなどと、不良仲間からほめられるほかには、自分の存在を肯定的に受け止めてもらう機会のない少年も少なくない。父母からの愛情が一番大切なのに、そこが欠落している少年が多い。

今は昔と違い、リーダーシップを取れる少年がいなくなった。特に、好景気といわれる時代以降は、責任を取らないリーダーも出てきている。昔のリーダーは、「俺は少年院に行っても構わないが、他の仲間はそんなことにならないようにしてくれ。」と頼む少年がいたが、今のリーダーは、「あいつらがやったんだ。」と言い逃れをする者もいる。学校が荒れた時代や学生運動が盛んな時代には、荒れたり、活動をする理由をそれなりにしっかりと持っていたが、今はどうもはっきりしない。

先ほど委員から提案のあった万引きや自転車盗をした少年を被害を受けたのと同種の店舗で働かせることについては、効果等の面では大変有用だと思われるが、果たして少年を受け入れてくれる店舗があるかどうかや、本来、少年事件は非公開であることなどの問題があり、今後検討していきたい。

少年が無責任なのは、大人の責任のなさも影響している。ところで、宮城家庭少年友の会と裁判所との関係を教えていただきたい。

少年に社会奉仕活動をしてもらう際に、人的、物的支援について、大いに協力していただいている。例えば、万一の事故に備え、ボランティア保険に加入しているが、その保険金の一部を拠出してもらったり、少年を社会奉仕活動の場へ送迎してもらったり、一緒に活動をしてもらったりしている。

少年法の改正によって、被害者配慮制度ができたことは、とても残念に思う。先ほども話題に上ったが、少年は虐待関係から非行に走ることもあって、これまでも被害者の供述調書等の材料で審判に影響を受けてきた経緯もあり、更に被害者が審判を傍聴したり、審判で意見を述べるとなれば、これまで以上に審判に影響を受けられないよう配慮をしなければならぬ。要は、被害者が声を出さなくとも、裁判官がしっかりと審判すれば大丈夫なのである。

子どもの社会は、加害者と被害者がすぐに入れ替わってしまう。それが、度を過ぎると、復讐へと発展することもある。したがって、両者の話をよく聞いてやる必要がある。学校も忙しく、すぐ白か黒かの結論を出そうとする。裁判所が持っている少年への対処方法、ノウハウを学校の先生方にも伝えられたらよいと思う。

今の子どもたちは孤立していると感じている。誰かから声を掛けてもらうことは、大人でも生き甲斐につながることもある。どんどん、少年に声を掛けることが必要である。

なお、被害者の傍聴に関しては、それが原因で少年に厳しい結果が出てしまうのでは困ると感じている。

長年、ボランティア活動に参加する青少年等を扱ってきたが、あいさつや整理整頓ができない者も多く、苦勞するが、人としての基本的な教育は大切である。また、子の犯罪は親の犯罪という意識がない。原因がどこにあったのか、親が反省すべきである。

今の親世代は、クレーマーが多すぎる。それを見て育っている今の世代の子どもを正すことは、かなり困難である。したがって、次の世代の子どもたちを正す意識で取り組まなければならないだろう。

お願いであるが、家事調停事件の当事者は、相手がストーカーであったり、人格障害があったりと、女性自身が悩んでいる者も多い。そんな事件において、男性調停委員の中には、女性蔑視的な発言をする方も多いと聞いている。そこで、「調停委員のためのモラルハラスメントQ & A」を取り入れるなどし、特に男性調停委員の教育をしっかりとしていただきたい。

裁判所としても、調停委員に対する各種研修を充実させているところである。また、精神的に悩みを抱えている当事者の調停には医師の資格のある技官に立会を求めたりして、当事者と問題を共有するよう努めているところである。御指摘いただいたところは、今後とも工夫をしていきたい。

6 次回テーマの選定、次回期日について

次回の委員会のテーマについて、御希望等があれば意見を出していただきたい。

「裁判員制度」をやってもらえないか。家庭裁判所とは直接関係しないかも知れないが、来年5月の施行を控え、関心も高まってきているので、このテーマを取り上げてもらいたい。

それでは、次回のテーマとして、「裁判員制度」も候補の一つとすることで検討していきたい。

次回期日については、11月27日(木)午後1時30分から同4時までを予定したい。

以 上